

防衛大学校達第12号

防衛大学校規則（昭和36年防衛庁訓令第81号）第34条の規定に基づき、防衛大学校理工学研究科前期課程委員会に関する達を次のように定める。

平成12年5月31日

防衛大学校長 西原 正

防衛大学校理工学研究科前期課程委員会に関する達

改正 平成17年3月31日防衛大学校達第5号 平成30年3月30日防衛大学校達第4号

（設置の目的）

**第1条** 防衛大学校における理工学研究科前期課程に関する専門的事項を審議するため、理工学研究科前期課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員長 理工学研究科長

(2) 委員 理工学研究科前期課程担当の教授

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審議事項）

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 理工学研究科前期課程学生の入校に関する事項

(2) 理工学研究科前期課程学生の卒業に関する事項

(3) その他理工学研究科前期課程の運営に関する事項

（学校長等の出席）

**第4条** 防衛大学校長（以下「学校長」という。）、副校長、幹事、総務部長、教務部長及び先端学術推進機構長は、委員会に出席するものとする。

（運営部会の設置）

**第5条** 委員会に理工学研究科前期課程運営部会（以下「部会」という。）を置き、委員長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
  - (2) 教育研究に関する事項
  - (3) 学生選抜に関する事項
  - (4) 卒業論文の審査及び最終試験に関する事項
  - (5) その他理工学研究科前期課程に関し、委員長が必要と認めた事項
- （部会の構成）

**第6条** 部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部会長 委員長
  - (2) 部会員 学校長が指名する理工学研究科前期課程担当の教授16名
- （開催）

**第7条** 委員会は必要に応じ委員長が、部会は原則として毎月1回第4火曜日に部会長が、それぞれの会議を招集し、会務を統括する。

（定足数）

**第8条** 委員会は、原則として構成員の3分の2以上の出席があるとき、会議を開くものとする。

（任期）

**第9条** 第6条第1項第2号の部会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じたため補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

（教授会等に対する報告）

**第10条** 委員長は委員会で審議が終了した事項についてその結果を教授会に、部会長は部会で審議が終了した事項についてその結果を委員会に、それぞれ報告しなければならない。

（庶務）

**第11条** 委員会及び部会の庶務は、教務課において行う。

（委任規定）

**第12条** この達に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

- 1 この達は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項中「理工学研究科前期課程学生」とあるのは、理工学研究科第38

期学生については、「理工学研究科学生」と読み替えるものとする。

3 防衛大学校理工学研究科委員会に関する達（平成7年防衛大学校達第10号）は、  
廃止する。

**附 則**（平成17年3月31日防衛大学校達第5号）

この達は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。